# 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 （平成五年大蔵省令第二十二号）

#### 第一条（定義）

この府令（第九号の四に掲げる用語にあっては、次条第二号ロを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

###### 一

特定有価証券

###### 二

投資信託証券

###### 二の二

内国投資信託証券

###### 二の三

外国投資信託証券

###### 三

資産流動化証券

###### 三の二

特定内国資産流動化証券

###### 三の三

特定外国資産流動化証券

###### 三の四

資産信託流動化受益証券

###### 四

信託受益証券

###### 四の二

信託社債券

###### 四の三

抵当証券等

###### 四の四

外国貸付債権信託受益証券

###### 五

信託受益権

###### 五の二

内国有価証券投資事業権利等

###### 五の三

外国有価証券投資事業権利等

###### 五の四

特定内国電子記録移転権利

###### 五の五

特定外国電子記録移転権利

###### 六

特定有価証券信託受益証券

###### 六の二

特定預託証券

###### 七

内国特定有価証券

###### 八

外国特定有価証券

###### 九

ファンド

###### 九の二

管理資産

###### 九の三

特定信託財産

###### 九の四

信託財産

###### 九の五

組合等財産

###### 十

有価証券の種類

###### 十一

有価証券の募集

###### 十二

有価証券の売出し

###### 十三

発行者

###### 十四

引受人

###### 十五

目論見書

###### 十六

有価証券通知書

###### 十七

有価証券届出書

###### 十七の二

外国会社届出書

###### 十七の三

募集事項等記載書面

###### 十八

届出目論見書

###### 十九

届出仮目論見書

###### 十九の二

発行登録目論見書

###### 十九の三

発行登録仮目論見書

###### 十九の四

発行登録追補目論見書

###### 十九の五

発行登録通知書

###### 十九の六

発行登録書

###### 十九の七

訂正発行登録書

###### 十九の八

発行登録追補書類

###### 二十

有価証券報告書

###### 二十の二

外国会社報告書

###### 二十一

半期報告書

###### 二十一の二

外国会社半期報告書

###### 二十二

臨時報告書

###### 二十二の二

外国会社臨時報告書

###### 二十二の三

自己株券買付状況報告書

###### 二十三

金融商品取引所

###### 二十四

金融商品取引業者

###### 二十五

特定投資家向け売付け勧誘等

###### 二十六

特定投資家向け有価証券

###### 二十七

特定投資家向け取得勧誘

###### 二十八

特定証券等情報

###### 二十九

発行者等情報

#### 第一条の二（有価証券信託受益証券）

令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあっては、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該特定有価証券信託受益証券に係る信託財産に次に掲げる財産以外の財産が含まれないこと。

###### 二

当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の特定有価証券（特定有価証券の発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券をいい、次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）であること。

###### 三

各受益権の内容が、各受託有価証券に係る権利の内容に応じて均等であること。

###### 四

受益権の内容に含まれる受託有価証券に係る権利の行使手続及び当該受託有価証券の発行者による当該受託有価証券に係る通知、報告その他書類の送付に関する手続の受託者に対する通知方法が規定されていること。

###### 五

受託有価証券に係る権利の内容と異なる内容の受益権が発行されないこと。

#### 第一条の三（特定現物出資）

令第二条の九第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、競走用馬（競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十四条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）の登録を受け、又は受けようとするものに限る。）とする。

#### 第一条の四（法第二章の規定が適用されない信託の受益権）

令第二条の十第一項第一号リに規定する内閣府令で定める信託の受益権は、次に掲げる信託の受益権とする。

###### 一

法第四十三条の二の二の規定により財産を金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十二条の四第一項に定める信託により管理する場合における当該信託の受益権

###### 二

法第四十三条の三第一項の規定により金銭その他の保証金を金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十三条第一項第一号に定める金銭信託により管理する場合における当該金銭信託の受益権

###### 三

定義府令第十六条第一項第十四号の二の規定により金銭を分別して管理するものであって、同号ロに定める金銭信託により管理する場合における当該金銭信託の受益権

###### 四

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十六条に規定する発行保証金信託契約及び同法第四十五条に規定する履行保証金信託契約に係る信託の受益権

#### 第二条（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の特定有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

###### 一

募集又は売出しに係る特定有価証券が新投資口予約権証券、外国投資証券（新投資口予約権証券に類するものに限る。以下「外国新投資口予約権証券」という。）、法第二条第一項第八号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券（以下この号及び第十一条第一号において「新優先出資引受権証券」という。）又は外国資産流動化証券（新優先出資引受権証券又は同項第九号に掲げる新株予約権証券の性質を有するものに限る。）（以下「新投資口予約権証券等」と総称する。）である場合で、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

###### 一の二

募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条及び第十一条の三第四項において同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の有価証券（この条において、特定内国資産流動化証券（令第三十三条の五第二号に規定する転換特定社債券又は令第一条の四第二号ニに規定する新優先出資引受権付特定社債券に限る。）、特定外国資産流動化証券（当該特定内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。）、内国資産流動化証券（法第二条第一項第五号に掲げる社債券であって新株予約権を付与されているものに限る。）又は外国資産流動化証券（当該内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。）（第十一条第一号の五において「新優先出資引受権付特定社債券等」と総称する。）は、第一条第十号の規定にかかわらず、それぞれ、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券であって同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券であって同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものと同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

###### 二

募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。）に係る特定有価証券の発行価額の総額に、当該特定有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

###### 二の二

売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなった場合に限る。）に係る特定有価証券の売出価額の総額に、当該特定有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号及び第十九条の二第一項において同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行ったものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

###### 三

同一の種類の特定有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が一億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が一億円以上となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

###### 四

発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である特定有価証券の募集若しくは売出し又は第一号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る特定有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

###### 五

法第十条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分又は法第十一条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分、発行登録の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた届出者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う特定有価証券の募集又は売出し

###### 六

法第二十三条の十第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分又は法第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分、届出の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた登録者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う特定有価証券の募集又は売出し

#### 第三条（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人）

その有価証券発行勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十九条において同じ。）に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条において同じ。）に該当する特定有価証券（第四条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。）を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であって、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの（同条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

#### 第三条の二（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が同条第一項第四号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われることとする。

#### 第四条（法第四条第二項に違反した譲渡の通知義務）

適格機関投資家向け特定有価証券の発行者及び発行者の代理人は、法第四条第二項に違反して当該有価証券の譲渡が行われたことを知ったときは、その旨を遅滞なく関東財務局長に通知しなければならない。

#### 第四条の二（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項第一号において「特定上場特定有価証券」という。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項第一号において「特定店頭売買特定有価証券」という。）とする。

#### 第四条の三（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手続等）

令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

###### 二

申請時における当該特定有価証券の所有者の名簿の写し

##### ２

令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

###### 一

内国特定有価証券

###### 二

外国特定有価証券

##### ３

第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

#### 第四条の四（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘）

発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同項第三号に該当することとなった特定有価証券の所有者（当該特定有価証券の発行者を除く。）が当該特定有価証券（同号に該当することとなった日前から所有するものに限る。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合とする。

#### 第四条の五（同一種類の有価証券）

法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券とする。

#### 第四条の六（暗号資産の換算等）

この府令の規定により作成することとされている書類中、暗号資産（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）をもって数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たって採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産の名称及び概要を記載しなければならない。

##### ２

法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号資産は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。

#### 第四条の七（氏名の記載）

この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

#### 第五条（有価証券通知書）

法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

内国投資信託受益証券

###### 二

外国投資信託受益証券

###### 三

内国投資証券

###### 四

外国投資証券

###### 五

内国資産流動化証券

###### 六

外国資産流動化証券

###### 七

内国資産信託流動化受益証券

###### 八

外国資産信託流動化受益証券

###### 九

内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権

###### 十

外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券

###### 十一

内国抵当証券

###### 十二

外国抵当証券

###### 十三

内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利

###### 十四

外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利

###### 十五

特定有価証券信託受益証券

###### 十六

特定預託証券

##### ２

有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

###### 二

当該特定有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

###### 三

外国特定有価証券の募集又は売出しの場合には、当該募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文並びに外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

##### ３

法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

###### 一

当該有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の発行者

###### 二

当該有価証券を他の者に取得させることを目的として当該有価証券の発行者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等

###### 三

当該有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等

###### 四

法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき取得した新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券であって特定有価証券であるものをいう。以下この号及び第十四条第二号ニにおいて同じ。）又は当該新株予約権証券に係る新株予約権（同項第三号に規定する新株予約権をいう。第十四条第二号ニにおいて同じ。）を行使することにより取得した有価証券に係る有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等（同項第三号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。）

##### ４

特定有価証券に係る法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、千万円から当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十八条の八第五項において同じ。）とする。

#### 第六条（変更通知書）

前条第一項の規定による有価証券通知書の提出日以後当該募集又は売出しに係る特定有価証券の取引が終了する日以前において当該有価証券通知書に記載された内容につき変更があった場合には、当該有価証券通知書を提出した者は、遅滞なく、当該変更の内容を記載した変更通知書を関東財務局長に提出しなければならない。

#### 第七条（開示が行われている場合）

法第四条第七項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

###### 一

当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券（定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。次号において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

###### 二

当該特定有価証券又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券の募集又は売出しについて既に行われた法第二十三条の三第一項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登録に係る有価証券のいずれかの募集又は売出しについて発行登録追補書類が既に提出されている場合（当該特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

###### 三

当該特定有価証券が法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号及び第十一条の三第四項第一号イにおいて同じ。）に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四条第五項において準用する同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間の直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

#### 第八条（令第二条の十三第十三号に掲げる特定有価証券）

令第二条の十三第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、信託社債（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十七号に定める信託社債をいう。第三号において同じ。）を表示するもの

###### 二

法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券（資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を有するもののうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの

###### 三

法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもので信託社債の性質を有する権利を表示するもの

###### 四

法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号、第六号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもので第二号に掲げる要件の全てを満たすもの又は同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの

###### 五

法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

###### 六

有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。）のうち、前各号に掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

###### 七

法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券のうち、令第二条の十三第一号から第五号までに掲げる有価証券又は第一号から第五号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

#### 第九条（代理人）

外国特定有価証券の発行者は、当該外国特定有価証券の募集又は売出しに関し、法第五条第五項において準用する同条第一項又は同条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により有価証券届出書、外国会社届出書又は募集事項等記載書面（これらの訂正に係る書類を含む。）を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であって当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

##### ２

外国特定有価証券の発行者は、当該外国特定有価証券の募集又は売出しに関し、発行登録書又は発行登録追補書類（これらに係る訂正発行登録書を含む。）を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であって、当該発行登録書又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

#### 第十条（有価証券届出書の記載内容等）

法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第二号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店又は主たる事務所の所在地（原委託者が個人である場合にあっては住所とし、原委託者が外国の者である場合にあっては前条第一項の規定により当該原委託者を代理する権限を有する者の住所とする。）を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店又は主たる事務所の所在地（受託者が外国の者である場合には、前条第一項の規定により当該受託者を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局。第二十二条第一項、第二十八条第一項及び第二十九条第二項において「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

内国投資信託受益証券

###### 二

外国投資信託受益証券

###### 三

内国投資証券

###### 四

外国投資証券

###### 五

内国資産流動化証券

###### 六

外国資産流動化証券

###### 七

内国資産信託流動化受益証券

###### 八

外国資産信託流動化受益証券

###### 九

内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権

###### 十

外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券

###### 十一

内国抵当証券

###### 十二

外国抵当証券

###### 十三

内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利

###### 十四

外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利

###### 十五

特定有価証券信託受益証券

###### 十六

特定預託証券

##### ２

前項の規定により有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該特定有価証券が信託受益証券又は信託受益権（定義府令第十四条第二項第二号ハ又は同条第三項第一号ハに掲げる場合に該当するものに限る。第二十二条第三項、第二十二条の二第二号、第二十八条第四項、第二十九条第五項及び第三十一条において同じ。）であるときは、前項中「資産信託流動化受益証券である」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権である」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第二号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権の発行者である信託の効力が生ずるときにおける委託者（以下この項において「当初委託者」という。）」と、「原委託者が」とあるのは「当初委託者が」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者」とあるのは「当該信託受益証券又は当該信託受益権の発行者である受託者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### 第十一条（有価証券届出書等の記載の特例）

法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書、法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

###### 一

投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券に類するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券（以下「特定優先出資証券」という。）、新優先出資引受権証券及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第六号、第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

###### 一の二

特定優先出資証券又は外国資産流動化証券（法第二条第一項第九号に掲げる株券又は特定優先出資証券の性質を有するものに限る。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

###### 一の三

内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）、外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）、資産信託流動化受益証券又は信託受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

###### 一の四

新投資口予約権証券等につき、当該新投資口予約権証券等に表示された権利（以下この号において「新投資口予約権等」という。）の行使により取得される有価証券（以下この号において「投資証券等」という。）の発行価格又は当該新投資口予約権証券等の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

###### 一の五

新優先出資引受権付特定社債券等につき、当該新優先出資引受権付特定社債券等に付与された権利（以下この号において「新優先出資引受権等」という。）の行使により取得される特定優先出資証券等（特定優先出資証券又は法第二条第一項第九号に掲げる株券（同項第十七号に掲げる有価証券であってこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）をいう。以下この号において「特定優先出資証券等」という。）の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

###### 二

内国投資証券（投資法人債券を除く。）、外国投資証券（外国投資法人債券を除く。）又は資産流動化証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

###### 三

前各号に掲げる場合に係る特定有価証券以外の特定有価証券につき、発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しをする必要がある場合

#### 第十一条の二（組込方式による有価証券届出書）

法第五条第五項において準用する同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十二条第一項第二号において同じ。）に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

##### ２

法第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める有価証券報告書とする。

###### 一

内国投資証券

###### 二

外国投資証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。）

###### 二の二

外国投資証券（前号に掲げる外国投資証券以外のものに限る。）

###### 三

特定内国資産流動化証券

###### 四

特定外国資産流動化証券（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した者以外の者が発行者であるものに限る。）

###### 五

特定外国資産流動化証券（前号に掲げる特定外国資産流動化証券以外のものに限る。）

###### 六

特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。次項第五号において同じ。）

###### 七

特定預託証券（第一号から第五号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。次項第六号において同じ。）

##### ３

第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

###### 一

内国投資証券

###### 二

外国投資証券

###### 三

特定内国資産流動化証券

###### 四

特定外国資産流動化証券

###### 五

特定有価証券信託受益証券

###### 六

特定預託証券

#### 第十一条の三（参照方式による有価証券届出書）

法第五条第五項において準用する同条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる要件の全てを満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。）の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

###### 一

内国投資証券

###### 二

外国投資証券

###### 三

特定内国資産流動化証券

###### 四

特定外国資産流動化証券

###### 五

特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。第四項第三号において同じ。）

###### 六

特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。第四項第四号において同じ。）

##### ２

法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

##### ３

法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

##### ４

法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

###### 一

内国投資証券又は外国投資証券

###### 二

特定内国資産流動化証券又は特定外国資産流動化証券

###### 三

特定有価証券信託受益証券

###### 四

特定預託証券

#### 第十一条の四（外国会社届出書の提出要件）

特定有価証券に係る法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社（同項に規定する届出書提出外国会社又は届出書提出外国者をいう。以下同じ。）が有価証券届出書に代えて外国会社届出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

##### ２

特定有価証券に係る法第五条第六項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第一項及び第十三条の二において同じ。）に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

###### 一

外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。）を開設する者

###### 二

外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。第十九条の二第一項第二号において同じ。）の性質を有する市場を開設する者

#### 第十一条の五（外国会社届出書の提出等）

法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類（法第五条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十三条の三第二項において同じ。）に規定する補足書類をいう。第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

外国投資信託受益証券

###### 二

外国投資証券

###### 三

外国資産流動化証券

###### 四

外国資産信託流動化受益証券

###### 五

外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券

###### 六

外国抵当証券

###### 七

外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利

###### 八

特定有価証券信託受益証券（第一号から第六号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

###### 九

特定預託証券（第一号から第六号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するものに限る。）

##### ２

特定有価証券に係る法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

###### 一

第四号の二様式

###### 二

第四号の四様式

###### 三

第五号の三様式

###### 四

第五号の五様式

###### 五

第六号の二様式

###### 六

第六号の四様式

###### 七

第六号の六様式

##### ３

特定有価証券に係る法第五条第七項に規定する書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項であって、当該書類に記載されていない事項（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの（当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

##### ４

特定有価証券に係る法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

不記載事項（第二項各号に定める事項を除く。）を日本語又は英語によって記載したもの

###### 二

第二項各号に掲げる様式による有価証券届出書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社届出書との対照表

#### 第十一条の六（募集事項等記載書面）

法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する募集又は売出しの状況を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる特定有価証券とする。

###### 一

内国投資信託受益証券

###### 二

外国投資信託受益証券

###### 三

内国信託受益証券

###### 四

外国信託受益証券

###### 五

内国信託受益権

###### 六

外国信託受益権

###### 七

特定有価証券信託受益証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。第三項第五号において同じ。）

###### 八

特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。第三項第六号において同じ。）

##### ２

法第五条第十項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

##### ３

法第五条第十項の規定により募集事項等記載書面を提出しようとする特定有価証券届出書提出会社（同項に規定する特定有価証券届出書提出会社又は特定有価証券届出書提出者をいう。）は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により募集事項等記載書面三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

内国投資信託受益証券

###### 二

外国投資信託受益証券

###### 三

内国信託受益証券及び内国信託受益権

###### 四

外国信託受益証券及び外国信託受益権

###### 五

特定有価証券信託受益証券

###### 六

特定預託証券

#### 第十二条（有価証券届出書の添付書類）

法第五条第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

###### 一

内国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）

###### 二

第四号の三の二様式又は第五号の二の二様式により作成された有価証券届出書

###### 三

第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書

###### 四

第五号の二の三様式により作成された有価証券届出書

###### 五

外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書（第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の三の二様式及び第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書を除く。）又は外国会社届出書

###### 六

第四号の四の二様式及び第五号の三の二様式により作成された有価証券届出書

###### 七

第五号様式により作成された有価証券届出書

###### 八

第五号の三の三様式により作成された有価証券届出書

##### ２

前項各号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

##### ３

第一項第一号ハの「特定関係法人」とは、投資法人の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。）又は当該資産運用会社の利害関係人等（同法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げる取引（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）第五十五条の八各項に定める基準に該当するものに限る。）を行い、若しくは行った法人をいう。

#### 第十三条（有価証券届出書の自発的訂正）

提出した有価証券届出書及びその添付書類につき、法第七条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により訂正届出書を提出すべきものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

###### 一

当該有価証券届出書提出日前に発生した当該有価証券届出書又はその添付書類に記載すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができる状態になったこと。

###### 二

当該有価証券届出書又はその添付書類に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

###### 三

第十一条各号に定める事項で当該有価証券届出書に記載しなかったものにつき、その内容が決定したこと。

#### 第十三条の二（外国会社訂正届出書の提出要件）

特定有価証券に係る法第七条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社が訂正届出書に代えて外国において開示（同項第二号に規定する外国において開示をいう。第二十七条の八及び第二十八条の四において同じ。）が行われている当該訂正届出書に類する書類であって英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正届出書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

#### 第十三条の三（外国会社訂正届出書の提出等）

第十一条の五の規定は、届出書提出外国会社が外国会社訂正届出書を提出する場合について準用する。

##### ２

特定有価証券に係る法第七条第二項において準用する法第五条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとする。

###### 一

訂正の対象となる外国会社届出書及びその補足書類の提出日

###### 二

訂正の理由

###### 三

訂正の箇所及びその内容

#### 第十四条（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

###### 一

法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないもの

###### 二

次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

#### 第十四条の二（目論見書の作成を要しない新投資口予約権証券の募集に係る日刊新聞紙掲載事項）

法第二十七条において準用する法第十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該新投資口予約権証券に関して法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定による届出を行った日

###### 二

令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供される前号に規定する届出に係る事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるもの

###### 三

当該新投資口予約権証券の発行に関する問合せを受けるための発行者の連絡先

#### 第十五条（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

法第十三条第二項第一号イ（１）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

###### 一

内国投資信託受益証券

###### 二

外国投資信託受益証券

###### 三

内国投資証券

###### 四

外国投資証券

###### 五

内国資産流動化証券

###### 六

外国資産流動化証券

###### 七

内国資産信託流動化受益証券

###### 八

外国資産信託流動化受益証券

###### 九

内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権

###### 十

外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券

###### 十一

内国抵当証券

###### 十二

外国抵当証券

###### 十三

内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利

###### 十四

外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利

###### 十五

特定有価証券信託受益証券

###### 十六

特定預託証券

#### 第十五条の二（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

法第十三条第二項第一号イ（２）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

###### 一

届出目論見書

###### 二

届出仮目論見書

##### ２

前項第一号ヘに掲げる事項（同項第二号に掲げる届出仮目論見書に記載するものを含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

#### 第十五条の三（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

法第十三条第二項第一号ロ（２）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

###### 一

届出目論見書

###### 二

届出仮目論見書

##### ２

前項第一号ホに掲げる事項（同項第二号に掲げる届出仮目論見書に記載するものを含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

#### 第十六条（届出を要する有価証券に係る請求があったときに交付しなければならない目論見書の記載内容）

法第十三条第二項第二号イ（１）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

###### 一

内国投資信託受益証券

###### 二

外国投資信託受益証券

###### 三

内国投資証券

###### 四

外国投資証券

#### 第十六条の二（届出を要する有価証券に係る請求があったときに交付しなければならない目論見書の特記事項）

法第十三条第二項第二号イ（２）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

###### 一

届出目論見書

###### 二

届出仮目論見書

##### ２

前項各号に定める事項は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

#### 第十六条の三（既に開示された有価証券に係る請求があったときに交付しなければならない目論見書の特記事項）

法第十三条第二項第二号ロ（２）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

###### 一

届出目論見書

###### 二

届出仮目論見書

##### ２

前項各号に定める事項は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

#### 第十七条（発行価格等の公表の方法）

特定有価証券に係る法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。

###### 一

国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙並びに国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙（次号において「日刊新聞紙」という。）のうち二以上に掲載する方法

###### 二

日刊新聞紙のうち一以上に掲載し、かつ、発行者又はその特定有価証券を募集若しくは売出しにより取得させ、若しくは売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法

###### 三

発行者（発行者が外国特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該発行者又は第九条の規定により当該発行者を代理する権限を有する者）及びその特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（当該特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする際に、その相手方に対し、発行価格、利率又は売出価格及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知する場合に限る。）

##### ２

前項第二号及び第三号に掲げる電気通信回線を通じて閲覧に供する方法にあっては、その特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする期間が終了するまでの間、閲覧可能な状態を維持しなければならない。

#### 第十七条の二（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

法第二十一条第四項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる特定有価証券とする。

###### 一

新株予約権付社債券

###### 二

外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

###### 三

新投資口予約権証券

###### 四

外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券

##### ２

法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。

###### 一

外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの

###### 二

新投資口予約権

###### 三

外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの

#### 第十八条（発行登録書の記載内容等）

法第二十三条の三第一項の規定により特定有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

内国投資証券

###### 二

外国投資証券

###### 三

特定内国資産流動化証券

###### 四

特定外国資産流動化証券

###### 五

特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

###### 六

特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。）

##### ２

法第二十三条の八第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける特定有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

投資法人債券であって投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債を表示するもの（以下「短期投資法人債券」という。）

###### 二

外国投資法人債券であって第十八条の七の二に規定する短期外債（外国投資証券に表示されるべき権利であって社債等振替法第百十六条に規定する振替投資法人債に類するものに限る。）に係るもの

#### 第十八条の二（発行登録書の添付書類）

法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

###### 一

第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書

###### 二

第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書

###### 三

第十五号の二様式により作成した発行登録書

###### 四

第十六号の二様式により作成した発行登録書

##### ２

発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。

###### 一

第十五号様式及び第十五号の三様式により作成した発行登録書

###### 二

第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書

###### 三

第十五号の二様式により作成した発行登録書

###### 四

第十六号の二様式により作成した発行登録書

##### ３

次の各号に掲げる書類には、当該各号に定める翻訳文を付さなければならない。

###### 一

第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類（次号に掲げるものを除く。）であって日本語により記載されていないもの

###### 二

第一項第一号ホに掲げる書類並びに第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十六号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書を提出する場合並びに同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十六号の二様式により作成した発行登録書を提出する場合における第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類であって日本語又は英語により記載されていないもの

#### 第十八条の三（訂正発行登録書の提出事由等）

法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

###### 一

記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなったこと。

###### 二

記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

###### 三

記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと。

###### 四

記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。

##### ２

法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により訂正発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

内国投資証券

###### 二

外国投資証券

###### 三

特定内国資産流動化証券

###### 四

特定外国資産流動化証券

###### 五

特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

###### 六

特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。）

##### ３

特定有価証券に係る法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

発行予定額又は発行残高の上限の増額

###### 二

発行予定期間の変更

###### 三

有価証券の種類の変更

#### 第十八条の四（発行登録に係る発行予定期間）

特定有価証券に係る法第二十三条の六第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める期間は、発行登録をしようとする者の選択により、一年間又は二年間とする。

#### 第十八条の五（発行登録取下届出書の記載内容）

法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により特定有価証券の発行登録を取り下げようとする発行登録者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録取下届出書を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

内国投資証券

###### 二

外国投資証券

###### 三

特定内国資産流動化証券

###### 四

特定外国資産流動化証券

###### 五

特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

###### 六

特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。）

#### 第十八条の六（発行登録追補書類の記載内容等）

法第二十三条の八第一項の規定により登録されている特定有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該特定有価証券の募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録追補書類三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

内国投資証券

###### 二

外国投資証券

###### 三

特定内国資産流動化証券

###### 四

特定外国資産流動化証券

###### 五

特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

###### 六

特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。）

#### 第十八条の七（発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し）

特定有価証券に係る法第二十三条の八第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、第二条各号に掲げるもの以外の特定有価証券の募集又は売出しとする。

#### 第十八条の七の二（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）

特定有価証券に係る令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等振替法第百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（同条に規定する振替社債、社債等振替法第百十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する振替社債、社債等振替法第百十八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する振替特定社債又は社債等振替法第百十六条に規定する振替投資法人債の性質を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「短期外債」という。）とする。

###### 一

円建てで発行されるものであること。

###### 二

各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

###### 三

元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

###### 四

利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

#### 第十八条の八（発行登録通知書の記載内容等）

法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する発行登録通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

内国投資証券

###### 二

外国投資証券

###### 三

特定内国資産流動化証券

###### 四

特定外国資産流動化証券

###### 五

特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。次項第五号において同じ。）

###### 六

特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。次項第六号において同じ。）

##### ２

発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

###### 一

内国投資証券の発行者

###### 二

外国投資証券の発行者

###### 三

特定内国資産流動化証券の発行者

###### 四

特定外国資産流動化証券の発行者

###### 五

特定有価証券信託受益証券の発行者

###### 六

特定預託証券の発行者

##### ３

前項第二号イ及びロに掲げる書類並びに第四号から第六号までに定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

##### ４

第六条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があった場合について準用する。

##### ５

特定有価証券に係る法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

#### 第十八条の九（発行登録追補書類の添付書類）

特定有価証券に係る法第二十三条の八第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）とする。

###### 一

第二十一号様式により作成した発行登録追補書類

###### 二

第二十二号様式により作成した発行登録追補書類

###### 三

第二十一号の二様式により作成した発行登録追補書類

###### 四

第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類

##### ２

次の各号に掲げる書類には、当該各号に定める翻訳文を付さなければならない。

###### 一

前項第二号及び第四号に定める書類（次号に掲げるものを除く。）であって日本語により記載されていないもの

###### 二

前項第一号ニに掲げる書類並びに第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第二十二号様式により作成した発行登録追補書類を提出する場合及び同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第二十二号の二様式により作成した発行登録追補書類を提出する場合における前項第二号及び第四号に定める書類であって日本語又は英語により記載されていないもの

#### 第十八条の十（発行登録目論見書等の特記事項）

特定有価証券に係る法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

###### 一

発行登録目論見書

###### 二

発行登録仮目論見書

###### 三

発行登録追補目論見書

##### ２

前項各号に定める事項のうち、同項第一号ホからトまで、同項第二号ハ（同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。）並びに同項第三号イ及びロ（同項第一号ホからトまでに掲げる事項に限る。）に関する事項は、同項各号に掲げる目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該各目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

#### 第十九条（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

###### 一

当該特定有価証券に係る権利を表示する財産的価値について令第一条の四第一号ハ（１）に規定する措置がとられている場合

###### 一の二

当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号ハ（２）に規定する条件が付されている場合

###### 二

当該特定有価証券に係る権利を表示する財産的価値について令第一条の七の四第一号ハ（１）に規定する措置がとられている場合

###### 二の二

当該特定有価証券の有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号ハ（２）に規定する条件が付されている場合

###### 三

当該特定有価証券に定義府令第十一条第一項又は第十三条の四第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合

###### 四

当該特定有価証券が定義府令第十一条第二項又は第十三条の四第二項に定める要件に該当している場合

##### ２

特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る特定有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は譲渡価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項及び第二十条第二項において同じ。）に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

#### 第十九条の二（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

###### 一

取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合

###### 二

店頭売買有価証券市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合

###### 三

前二号に掲げる場合以外の場合

##### ２

特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。

###### 二

当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定有価証券が特定投資家向け有価証券に該当し、又は該当することとなること。

###### 二の二

当該特定有価証券に係る権利を表示する財産的価値について令第一条の五の二第二項第一号ロ（１）若しくは第二号ロ（１）若しくは定義府令第十二条第一項第一号ロ（１）又は令第一条の八の二第一号ロ（１）若しくは第二号ロ（１）若しくは定義府令第十三条の六第一号ロ（１）に規定する措置がとられている場合には、その内容

###### 三

当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ（２）若しくは第二号ロ（２）若しくは定義府令第十二条第一項第一号ロ（２）（ⅰ）若しくは（ⅱ）又は令第一条の八の二第一号ロ（２）若しくは第二号ロ（２）若しくは定義府令第十三条の六第一号ロ（２）に規定する条件が付されている場合には、その内容

###### 四

当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

###### 五

法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定有価証券について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

###### 六

当該特定有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

##### ３

特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

###### 一

当該有価証券交付勧誘等に係る特定有価証券が特定投資家向け有価証券に該当すること。

###### 二

当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと。

###### 三

当該有価証券交付勧誘等が第四条の四に定める場合に該当するものとして行われる場合には、その旨

###### 四

当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

###### 五

法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧誘等に係る特定有価証券について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

###### 六

当該特定有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

#### 第二十条（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少人数向け勧誘（法第二十三条の十三第四項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

###### 一

当該特定有価証券に定義府令第十三条第一項又は第十三条の七第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合

###### 二

前号に掲げる場合のほか当該特定有価証券が定義府令第十三条第二項若しくは第三項又は第十三条の七第二項若しくは第三項に定める要件を満たしている場合

###### 三

当該特定有価証券が第一条第五号から第五号の三までのいずれかに掲げる特定有価証券（特定電子記録移転権利に該当するものを除く。）である場合

##### ２

特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少人数向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

#### 第二十一条（少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券）

特定有価証券に係る令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

#### 第二十二条（有価証券報告書の記載内容等）

法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

内国投資信託受益証券

###### 二

外国投資信託受益証券

###### 三

内国投資証券

###### 四

外国投資証券

###### 五

内国資産流動化証券

###### 六

外国資産流動化証券

###### 七

内国資産信託流動化受益証券

###### 八

外国資産信託流動化受益証券

###### 九

内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権

###### 十

外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券

###### 十一

内国抵当証券

###### 十二

外国抵当証券

###### 十三

内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利

###### 十四

外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利

###### 十五

特定有価証券信託受益証券

###### 十六

特定預託証券

##### ２

第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項又は第三項の規定による有価証券報告書を提出する場合について準用する。

##### ３

第一項の規定により有価証券報告書を提出する場合において、当該特定有価証券が信託受益証券又は信託受益権であるときは、同項中「資産信託流動化受益証券」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### 第二十二条の二（有価証券報告書の提出が免除される者）

法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条、第二十四条第一項及び第二十六条において同じ。）及び第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同条第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める者は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める者とする。

###### 一

資産信託流動化受益証券

###### 二

信託受益証券又は信託受益権

#### 第二十三条（特定期間）

法第二十四条第五項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

###### 一

内国投資証券、外国投資証券、資産流動化証券、抵当証券等、内国有価証券投資事業権利等、外国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利及び特定外国電子記録移転権利並びに特定有価証券信託受益証券でこれらの特定有価証券（内国有価証券投資事業権利等、外国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利及び特定外国電子記録移転権利を除く。）を受託有価証券とするもの又は特定預託証券でこれらの特定有価証券（内国有価証券投資事業権利等、外国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利及び特定外国電子記録移転権利を除く。）に係る権利を表示するもの

###### 二

前号に掲げる特定有価証券以外の特定有価証券

#### 第二十四条（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

法第二十四条第五項において準用する同条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第一項及び第二十六条において同じ。）に掲げる有価証券の発行者である内国特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

###### 二

当該有価証券報告書に係る特定期間終了の日

###### 三

当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

###### 四

第三項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

##### ２

前項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

###### 二

前項第三号に規定する理由を証する書面

##### ３

関東財務局長は、第一項の承認の申請があった場合において、当該内国特定有価証券の発行者が、やむを得ない理由により有価証券報告書を当該内国特定有価証券に係る特定期間経過後三月以内（当該特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する特定期間（その日が特定期間開始後三月以内（直前特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

##### ４

前項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、関東財務局長は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

#### 第二十四条の二（外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

###### 二

当該有価証券報告書に係る特定期間終了の日

###### 三

当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国特定有価証券の発行者の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

###### 四

前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び同号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

##### ２

第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

##### ３

第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

###### 二

当該承認申請書に記載された当該外国特定有価証券の発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

###### 三

当該外国特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

###### 四

第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

###### 五

第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

##### ４

関東財務局長は、第一項の承認の申請があった場合において、当該外国特定有価証券の発行者が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、有価証券報告書を当該外国特定有価証券に係る特定期間経過後六月以内（当該特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する特定期間（その日が特定期間開始後六月以内（直前特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

##### ５

前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国特定有価証券の発行者が毎特定期間経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

###### 一

当該特定期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

###### 二

前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

##### ６

第四項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、関東財務局長は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

##### ７

第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

#### 第二十五条（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

##### ２

令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

###### 二

当該特定有価証券の所有者の名簿がある場合には、申請時におけるその写し

###### 三

令第四条第二項第一号に掲げる者については、解散を決議した役員会の決議、投資主総会の決議又は組合員等の決定があった場合における当該役員会の議事録の写し、当該投資主総会の議事録の写し又は当該組合員等の決定があったことを証する書面の写し及び解散の登記をした登記事項証明書又はこれらに準ずる書面

###### 四

令第四条第二項第二号に掲げる者については、事業休止の経緯及び今後の見通しについて記載した書面

###### 五

当該特定有価証券が外国特定有価証券である場合には、当該承認申請書に記載された当該特定有価証券の発行者の代表者が当該申請に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

###### 六

当該特定有価証券が外国特定有価証券である場合には、当該特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該申請書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

##### ３

令第四条の二第一項において準用する令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める数は、二十五名とする。

##### ４

前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

###### 一

内国特定有価証券

###### 二

外国特定有価証券

##### ５

特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、四年とする。

##### ６

特定有価証券に係る令第四条の二第一項において準用する令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

###### 一

当該特定有価証券の所有者の名簿がある場合には、当該特定期間の末日における所有者の名簿の写し

###### 二

当該特定期間に係る貸借対照表及び損益計算書（当該特定有価証券が株券の性質を有するものである場合には、定時株主総会の承認を受けたもの又はこれらに準ずるものに限る。）

##### ７

第二項及び前項各号に掲げる書類が日本語によって記載したものではないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

#### 第二十六条（有価証券報告書の提出を要しない場合）

法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

###### 一

その該当することとなった日がその日の属する特定期間開始の日から三月（外国特定有価証券の場合は六月、令第三条の四により関東財務局長の承認を受けた場合には当該承認を受けた期間）を経過しているとき。

###### 二

当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された有価証券届出書に、当該有価証券届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国特定有価証券の発行者が提出するものをいう。以下同じ。）が掲げられているとき。

###### 三

当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された有価証券届出書に、財務諸表及び財務書類が掲げられていないとき。

#### 第二十六条の二（有価証券の所有者数の算定方法）

法第二十四条第五項において準用する同条第四項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券ごとに、その所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数により算定するものとする。

###### 一

法第二条第二項第一号に掲げる権利

###### 二

法第二条第二項第三号に掲げる権利

###### 三

法第二条第二項第五号に掲げる権利

#### 第二十七条（有価証券報告書の添付書類）

特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（以下この項において「定款等」という。）とする。

###### 一

内国投資信託証券の発行者

###### 二

外国投資信託証券の発行者

###### 三

内国資産流動化証券の発行者

###### 四

外国資産流動化証券の発行者

###### 五

内国資産信託流動化受益証券の発行者

###### 六

外国資産信託流動化受益証券の発行者

###### 七

内国信託受益証券及び内国信託受益権の発行者

###### 八

外国信託受益証券及び外国信託受益権の発行者

###### 九

内国信託社債券の発行者

###### 十

外国信託社債券の発行者

###### 十一

内国抵当証券の発行者

###### 十二

外国抵当証券の発行者

###### 十三

外国貸付債権信託受益証券の発行者

###### 十四

内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利の発行者

###### 十五

外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利の発行者

###### 十六

特定有価証券信託受益証券の発行者

###### 十七

特定預託証券の発行者

##### ２

前項各号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

#### 第二十七条の二（外国会社報告書の提出要件）

特定有価証券に係る法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（同項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国者をいう。以下同じ。）が有価証券報告書等（同項に規定する有価証券報告書等をいう。）に代えて外国会社報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

#### 第二十七条の三（外国会社報告書の提出等）

法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社報告書及びその補足書類（同条第九項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第二十七条の九第二項において同じ。）に規定する補足書類をいう。第二十七条の九第二項第一号において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

##### ２

第九条第一項の規定は、報告書提出外国会社が法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出する場合について準用する。

##### ３

法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

###### 一

第七号の二様式

###### 二

第八号様式

###### 三

第八号の三様式

###### 四

第八号の五様式

###### 五

第九号の二様式

###### 六

第九号の四様式

###### 七

第九号の六様式

##### ４

法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項であって、当該外国会社報告書に記載されていない事項（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項各号に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの（当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

##### ５

法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

不記載事項（第三項各号に定める事項を除く。）を日本語又は英語によって記載したもの

###### 二

第三項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社報告書の記載事項との対照表

###### 三

当該外国会社報告書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該外国会社報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

###### 四

当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社報告書の提出に関する一切の行為につき当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

###### 五

第七号の二の二様式により作成した書面

##### ６

前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

#### 第二十七条の四（外国会社報告書の提出期限の承認の手続等）

法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

###### 二

当該外国会社報告書に係る特定期間終了の日

###### 三

当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

###### 四

前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

##### ２

第九条第一項の規定は、報告書提出外国会社が前項の承認申請書を提出する場合について準用する。

##### ３

第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

###### 二

当該承認申請書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

###### 三

当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

###### 四

第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

###### 五

第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

##### ４

関東財務局長は、第一項の承認の申請があった場合において、当該報告書提出外国会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、外国会社報告書を外国特定有価証券に係る特定期間経過後四月以内（当該特定期間に係る外国会社報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する特定期間（その日が特定期間開始後四月以内（直前特定期間に係る外国会社報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

##### ５

前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の報告書提出外国会社が毎特定期間経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

###### 一

当該特定期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

###### 二

前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

##### ６

第四項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、関東財務局長は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

##### ７

第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

#### 第二十七条の四の二（報告書代替書面の提出等）

法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）の規則とする。

##### ２

法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面（同項に規定する報告書代替書面をいう。以下同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、報告書代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する有価証券報告書（次項において「原有価証券報告書」という。）と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

##### ３

法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原有価証券報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

当該原有価証券報告書に係る特定期間

###### 二

当該報告書代替書面の提出に関して当該承認を必要とする理由

###### 三

当該報告書代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則の規定

##### ４

第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

##### ５

第三項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

###### 二

当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

###### 三

当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

###### 四

当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

###### 五

前各号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文

##### ６

関東財務局長は、第三項の承認の申請があった場合において、同項第三号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるときは、同項第一号に掲げる特定期間以後の各特定期間に係る報告書代替書面の提出について、承認をするものとする。

##### ７

関東財務局長は、前項の承認の理由が消滅したものと認めるときは、当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

#### 第二十七条の五（公告の方法）

開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。）第一条の規定は特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、電子手続府令第二条の規定は特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。

##### ２

法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

#### 第二十七条の六（電子公告による公告ができない場合の承認等）

特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第三項の規定による承認を得ようとする場合には、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

公告をする者の商号又は名称

###### 二

公告をする者の本店又は主たる事務所の所在地

###### 三

電子公告による公告をすることができない理由

###### 四

電子公告に代えて公告する方法

##### ２

特定有価証券に係る令第四条の二の四第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

###### 一

全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

###### 二

金融庁長官が指定する方法

#### 第二十七条の七（公告の中断の内容の公告）

特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項に規定する公告をする者が、令第四条の二の四第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に付して次に掲げる事項を公告するものとする。

###### 一

公告の中断の期間

###### 二

公告の中断の原因

#### 第二十七条の八（外国会社訂正報告書の提出要件）

法第二十四条の二第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国において開示が行われている当該訂正報告書に類する書類であって英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社訂正報告書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

#### 第二十七条の九（外国会社訂正報告書の提出等）

第二十七条の三（第五項第三号及び第四号を除く。）の規定は、報告書提出外国会社が外国会社訂正報告書を提出する場合について準用する。

##### ２

法第二十四条の二第四項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとする。

###### 一

訂正の対象となる外国会社報告書及びその補足書類の提出日

###### 二

訂正の理由

###### 三

訂正の箇所及び訂正の内容

#### 第二十八条（半期報告書の記載内容等）

法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

内国投資信託受益証券

###### 二

外国投資信託受益証券

###### 三

内国投資証券

###### 四

外国投資証券

###### 五

内国資産流動化証券

###### 六

外国資産流動化証券

###### 七

内国資産信託流動化受益証券

###### 八

外国資産信託流動化受益証券

###### 九

内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権

###### 十

外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券

###### 十一

内国抵当証券

###### 十二

外国抵当証券

###### 十三

内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利

###### 十四

外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利

###### 十五

特定有価証券信託受益証券

###### 十六

特定預託証券

##### ２

第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する半期報告書を提出する場合について準用する。

##### ３

外国特定有価証券の発行者が提出する半期報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

半期報告書に記載された当該発行者の代表者が当該半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

###### 二

当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

##### ４

第一項の規定により半期報告書を提出する場合において、当該有価証券が信託受益証券又は信託受益権の発行者であるときは、同項中「資産信託流動化受益証券」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### 第二十八条の二（外国会社半期報告書の提出要件）

特定有価証券に係る法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が半期報告書に代えて外国会社半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

#### 第二十八条の三（外国会社半期報告書の提出等）

法第二十四条の五第七項の規定により外国会社半期報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社半期報告書及びその補足書類（同条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第二十八条の五第二項において同じ。）に規定する補足書類をいう。第二十八条の五第二項第一号において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

##### ２

第九条第一項の規定は、報告書提出外国会社が法第二十四条の五第七項の規定により外国会社半期報告書を提出する場合について準用する。

##### ３

法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

###### 一

第十号の二様式

###### 二

第十一号様式

###### 三

第十一号の三様式

###### 四

第十一号の五様式

###### 五

第十二号の二様式

###### 六

第十二号の四様式

###### 七

第十二号の六様式

##### ４

法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項であって、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によって記載したもの（当該事項を英語によって記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

##### ５

特定有価証券に係る法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

###### 一

不記載事項（第三項に定める事項を除く。）を日本語又は英語によって記載したもの

###### 二

第三項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社半期報告書の記載事項との対照表

###### 三

外国会社半期報告書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該外国会社半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

###### 四

当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社半期報告書の提出に関する一切の行為につき、当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

###### 五

第十号の二の二様式により作成した書面

##### ６

前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

#### 第二十八条の四（外国会社半期訂正報告書の提出要件）

法第二十四条の五第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国において開示が行われている訂正報告書に類する書類であって英語で記載されたもの（次条第一項において「外国会社半期訂正報告書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

#### 第二十八条の五（外国会社半期訂正報告書の提出等）

第二十八条の三（第五項第三号及び第四号を除く。）の規定は、報告書提出外国会社が外国会社半期訂正報告書を提出する場合について準用する。

##### ２

法第二十四条の五第十二項において準用する同条第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとする。

###### 一

訂正の対象となる外国会社半期報告書及びその補足書類の提出日

###### 二

訂正の理由

###### 三

訂正の箇所及び訂正の内容

#### 第二十八条の六（半期代替書面）

法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会の規則とする。

##### ２

法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面（同項に規定する半期代替書面をいう。以下同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、半期代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する半期報告書（次項において「原半期報告書」という。）と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

##### ３

法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原半期報告書に係る特定期間開始後六月を経過する日以後、直ちに、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

当該原半期報告書に係る特定期間

###### 二

当該半期代替書面の提出に関して当該承認を必要とする理由

###### 三

当該半期代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則の規定

##### ４

第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

##### ５

第三項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

###### 二

当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

###### 三

当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

###### 四

前各号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文

##### ６

関東財務局長は、第三項の承認の申請があった場合において、同項第三号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるときは、同項第一号に掲げる特定期間以後の各特定期間に係る半期代替書面の提出について、承認をするものとする。

##### ７

関東財務局長は、前項の承認の理由が消滅したものと認めるときは、当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

#### 第二十九条（臨時報告書の記載内容等）

特定有価証券に係る法第二十四条の五第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合（同項第十号又は第十三号に掲げる場合にあっては、第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者が、当該発行者が加入している金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、当該金融商品取引業協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により、当該特定有価証券に係るファンド等の名称及び次項第十号又は第十三号に掲げる事項を公表したときを除く。）とする。

##### ２

法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合（当該募集又は売出しに係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であって、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。）

###### 二

当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人の異動（関係法人であった法人が関係法人でなくなること又は関係法人でなかった法人が関係法人になることをいう。以下この号において同じ。）が当該発行者における業務執行を決定する機関（当該発行者が第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分を決定する機関。以下この号及び第十四号において「業務執行等決定機関」という。）により決定された場合（当該主要な関係法人の異動の決定を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書（その訂正届出書を含む。以下この号及び次号において同じ。）を既に提出した場合を除く。）又は主要な関係法人の異動があった場合（当該主要な関係法人の異動が当該発行者における業務執行等決定機関により決定されたことについて臨時報告書若しくは次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合又は当該主要な関係法人の異動を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。）

###### 三

当該発行者の発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、運用体制、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、当該発行者の発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画、当該発行者の発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者の発行する信託受益証券若しくは信託受益権に係る信託財産の状況について、重要な変更があった場合（当該変更があったことを次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。）

###### 四

第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合（同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合の当該期間に係る有価証券報告書が提出された場合を含む。）において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間（三月に満たない場合は三月とすることができる。）が満了した場合

###### 五

当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等に係る重要な災害（当該ファンド等の当該災害による被害を受けた資産（有価証券を除く。）の帳簿価額が当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該ファンド等の運用実績に著しい影響を及ぼすと認められる場合

###### 六

当該発行者若しくは当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人に限る。以下この号において同じ。）に対し訴訟（同条第二号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあっては、当該ファンド等に属する財産をもって履行する責任を負う債務に係る訴訟に限る。以下この号において同じ。）が提起され、当該訴訟の損害賠償請求金額（同条第二号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあっては、当該ファンド等に属する財産をもって履行する責任を負う債務に係る損害賠償請求金額に限る。ニにおいて同じ。）が、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額である場合又は当該発行者若しくは当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人に対する訴訟が解決し、当該訴訟の解決による損害賠償支払金額（同号に掲げる特定有価証券に係る訴訟にあっては、当該特定有価証券に係るファンド等に属する財産をもって履行する責任を負う債務に係る損害賠償支払金額に限る。ホ（２）において同じ。）が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額である場合

###### 七

当該発行者（投資法人に限る。以下この号及び次号において同じ。）の資産の額が、当該発行者の最近特定期間の末日における純資産額の百分の十以上増加することが見込まれる吸収合併（投資信託及び投資法人に関する法律第百四十七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者の営業収益が、当該発行者の最近特定期間の営業収益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあっては、最近の連続特定期間（連続する二特定期間をいう。第十二号において同じ。）における各特定期間の営業収益の合計額）の百分の三以上増加することが見込まれる吸収合併又は当該発行者が消滅することとなる吸収合併に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合

###### 八

新設合併（投資信託及び投資法人に関する法律第百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下この号において同じ。）に係る契約の締結が、当該発行者の役員会により承認された場合

###### 九

ファンドの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第十六条第二号（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第十四号において同じ。）に規定する併合（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第二十九条の二、第九十一条の二又は第九十九条の二に規定する併合に該当する場合を除く。）をいう。）について、当該発行者が同法第十六条（同法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第十四号において同じ。）の規定による届出を行った場合

###### 十

当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に係る民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実（以下この号及び次号において「破産手続開始の申立て等」という。）があった場合

###### 十一

当該発行者に債務を負っている者及び当該発行者から債務の保証を受けている者（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券にあっては、当該特定有価証券に係るファンド等に属する債権に係る債務を負っている者。以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、賃料その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合

###### 十二

当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五特定期間における純利益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあっては、最近の五連続特定期間（連続特定期間（最近の連続特定期間を含む。）の開始日の前日に終了するものに限る。）における合計後純利益（一の連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額（当該合計額が零を上回る場合に限る。）をいう。））の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合

###### 十三

当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分に関して、当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に対し、登録の取消し又は業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分（これらに相当する外国の法令に基づく処分を含む。以下この号において同じ。）があった場合

###### 十四

当該発行者の解散若しくは当該発行者の発行する第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に係る信託の終了（以下この号において「解散等」という。）又は解散等の決議（投資主総会又は受益者集会の決議その他これらに準ずるものをいう。）に関する議案を提案することが、当該発行者における業務執行等決定機関により決定された場合（第七号若しくは第八号の承認又はファンドの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第十六条第二号に規定する併合をいう。）についての同法第十六条の規定による届出に係る決定が行われた場合を除く。）

##### ３

第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出する場合について準用する。

##### ４

外国特定有価証券の発行者が提出する臨時報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

臨時報告書に記載された当該発行者の代表者が当該臨時報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

###### 二

当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、臨時報告書の提出に関する一切の行為につき当該提出者を代理する権限を付与したことを証する書面

##### ５

第二項の規定により臨時報告書を提出する場合において、当該有価証券が信託受益証券又は信託受益権の発行者であるときは、同項中「資産信託流動化受益証券」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

#### 第二十九条の二（外国会社臨時報告書の提出）

法第二十四条の五第十五項に規定する内閣府令で定める場合は、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載されている場合その他報告書提出外国会社が臨時報告書に代えて外国会社臨時報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

##### ２

法第二十四条の五第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社臨時報告書三通を関東財務局長に提出しなければならない。

##### ３

第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出する場合について準用する。

#### 第二十九条の三（臨時代替書面）

法第二十四条の五第二十項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会の規則とする。

##### ２

法第二十四条の五第二十項の規定により臨時代替書面（同項に規定する臨時代替書面をいう。以下この条において同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、臨時代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

##### ３

法第二十四条の五第二十項の規定により臨時代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

###### 一

当該臨時代替書面の提出に関して当該承認を必要とする理由

###### 二

当該臨時代替書面の作成の根拠となる法令の条項又は金融商品取引所若しくは金融商品取引業協会の規則の規定

##### ４

第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

##### ５

第三項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

###### 二

当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

###### 三

当該承認申請書の提出者が外国特定有価証券の発行者である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

###### 四

前各号に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文

##### ６

関東財務局長は、第三項の承認の申請があった場合において、同項第二号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるときは、当該臨時代替書面の提出について、承認をするものとする。

#### 第二十九条の四（自己株券買付状況報告書の記載内容等）

法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき者は、第二十五号の三様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

#### 第三十条（承認申請書等の提出先）

令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項の規定による承認申請書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類は、関東財務局長に提出しなければならない。

##### ２

この府令の規定により関東財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、関東財務局長に提出しなければならない。

#### 第三十一条（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出者（当該特定有価証券が、資産信託流動化受益証券である場合にあっては当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあっては当該信託受益証券又は信託受益権の発行者である受託者に限る。）の本店又は主たる事務所の所在地（提出者が外国の者である場合には、第九条第一項（この府令の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二項の規定により当該提出者を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供する。

##### ２

資産信託流動化受益証券又は信託受益証券若しくは信託受益権に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類は、前項に規定する財務局のほか、資産信託流動化受益証券である場合にあっては原委託者管轄財務局等に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあっては当初委託者管轄財務局等に備え置き、公衆の縦覧に供する。

#### 第三十二条

特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出した者（個人を除く。）は、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によりこれらの書類の写しを公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本店又は主たる事務所及び主要な支店又は主要な従たる事務所の営業時間又は業務時間中行わなければならない。

##### ２

外国特定有価証券の発行者が本邦内に支店又は事務所を有する場合には、当該支店又は事務所は、法第二十五条第二項に規定する主要な支店又は主要な従たる事務所に含まれるものとする。

#### 第三十二条の二（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書（以下この条において単に「目論見書」という。）に記載された事項を提供しようとする者（以下この条において「目論見書提供者」という。）において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者（以下この条において「目論見書被提供者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

###### 一

目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供することについて、電磁的方法又は電話その他の方法により目論見書被提供者から同意を得ている場合

###### 二

目論見書提供者が、目論見書被提供者に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（金融商品取引業等に関する内閣府令第八十条第一項第四号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について当該目論見書被提供者の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。第四項第一号において同じ。）を締結する目的に照らして当該目論見書被提供者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該目論見書被提供者から目論見書を書面により交付するよう請求があった場合を除く。）

##### ２

特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

###### 二

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

##### ３

前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

###### 一

目論見書被提供者が閲覧ファイル又は目論見書被提供者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

###### 二

前項第一号イ、ハ及びニに掲げる方法（目論見書被提供者の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあっては、記載事項を目論見書被提供者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を目論見書被提供者に対し通知するものであること。

###### 三

前項第一号ニに掲げる方法（第一項第二号に掲げる場合に該当することにより目論見書に記載された事項を当該方法により提供する場合を除く。）にあっては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

###### 四

前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、次のいずれかに該当すること。

###### 五

前項第一号ニに掲げる方法であって、前号イに掲げる基準に該当する場合には、同号イの期間を経過するまでの間において、第三号の規定により目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した目論見書被提供者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。

##### ４

第一項第二号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく目論見書被提供者の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

###### 一

法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項（金融商品取引業等に関する内閣府令第八十条第一項第四号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち金融商品取引契約の締結についての目論見書被提供者の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

###### 二

目論見書に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

###### 三

目論見書被提供者から目論見書を書面により交付するよう請求があるときは目論見書を交付する旨

##### ５

第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機と、目論見書被提供者ファイルを備えた目論見書被提供者等又は目論見書提供者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

##### ６

第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

###### 一

第二項各号に掲げる方法のうち目論見書提供者が使用するもの

###### 二

ファイルへの記録の方式

##### ７

第一項第一号の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。

#### 第三十二条の三（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「文書交付者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

##### ２

法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

###### 一

電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

###### 二

磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

##### ３

前項各号に掲げる方法は、文書被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

##### ４

第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者の使用に係る電子計算機と、文書被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

##### ５

第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

###### 一

第二項各号に掲げる方法のうち文書交付者が使用するもの

###### 二

ファイルへの記録の方式

##### ６

第一項の規定による同意を得た文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。

#### 第三十三条（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等）

令第三十九条第一項第一号及び第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。

##### ２

令第三十九条第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行者である内国会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとする。）とする。

#### 第三十四条（特定有価証券の発行者に対する重要情報の公表に係る関東財務局長の権限）

令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資証券、内国信託社債券、特定有価証券信託受益証券（法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券又は信託社債券を受託有価証券とするものに限る。）及び特定預託証券（外国投資証券又は外国信託社債券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である内国会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとする。）とする。

# 附　則

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

##### ２

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）による改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）第二条第三項又は第四項に規定する募集又は売出しに関する旧法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている有価証券については、制度改革法による改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている有価証券とみなして改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する省令第八条の規定を適用する。

##### ３

この省令は、外国投資信託証券に係る有価証券報告書及び半期報告書（これらに係る訂正報告書を含む。）にあっては、施行日以後に終了する特定期間（第二十三条に定める期間をいう。以下この項において同じ。）に係るものに適用し、施行日前に終了する特定期間に係るものについては、なお従前の例による。

##### ４

令和二年四月二十日から同年九月二十九日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、外国会社報告書及び半期報告書については、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文及び法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定するやむを得ない理由によりこれらの規定に定める期間内に提出できないと認められる場合並びに令第三条の四ただし書及び第四条の二の二ただし書に規定するその他やむを得ない理由によりこれらの規定に定める期間内に提出できないと認められる場合に該当すると認められるため、第二十四条、第二十四条の二及び第二十七条の四の規定にかかわらず、同年九月三十日までの期間、法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文及び法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項並びに令第三条の四ただし書及び第四条の二の二ただし書に規定する承認があったものとみなす。

# 附　則（平成六年一二月二〇日大蔵省令第一一五号）

この省令は、平成七年一月一日から施行する。

# 附　則（平成七年二月一日大蔵省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の日前に発行された社債券及びコマーシャル・ペーパー並びに募集決議があった社債券については、なお従前の例によることができる。

# 附　則（平成七年六月一九日大蔵省令第四二号）

この省令は、平成七年七月一日から施行する。

# 附　則（平成八年二月二六日大蔵省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成八年四月一八日大蔵省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の日前に発行された有価証券及び募集決議があった有価証券については、なお従前の例によることができる。

# 附　則（平成九年五月三〇日大蔵省令第四八号）

この省令は、平成九年六月一日から施行する。

# 附　則（平成一〇年三月一九日大蔵省令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一〇年六月一八日大蔵省令第九七号）

この省令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

# 附　則（平成一〇年八月三一日大蔵省令第一〇九号）

この省令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

##### ２

この省令の施行の日前に発行された改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する省令第一条第四号ロに規定する外国資産流動化証券（法第二条第一項第四号又は第八号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）については、なお従前の例によることができる。

# 附　則（平成一〇年一一月二四日大蔵省令第一四一号）

この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

##### ２

この省令の施行の日前に発行された外国投資証券については、なお従前の例によることができる。

##### ３

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十年政令第三百六十九号）附則第四条の二第二項に規定する数は、特定期間（証券取引法第二十四条第五項に規定する特定期間をいう。）の末日（その日が金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日から起算して二年を経過した日前であるときは、同日）において特定信託約款（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第八十九条第一項に規定する「特定信託約款」をいう。）に係る証券投資信託の受益証券に係る収益金の支払事務を行う者の有する当該受益証券の購入者の名簿に記載されている者の数により算定するものとする。

# 附　則（平成一一年三月三〇日大蔵省令第一七号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月一四日大蔵省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月二六日総理府令第六五号）

この府令は、平成十二年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一二年一一月一七日総理府令第一三七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

#### 第六条（特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令（以下この条において「新開示府令」という。）第一条第四号イ及び第二十七条第一項第三号ロの規定の適用については、旧特定目的会社に係る特定約束手形及び定時社員総会は、それぞれ新特定目的会社に係る特定約束手形及び定時社員総会と、旧資産流動化法第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類は新資産流動化法第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類とみなす。

##### ２

新開示府令第二十五条第四項第一号に規定する基準特定期間の末日がこの府令の施行の日前である場合における同項第二号ロの規定の適用については、改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十二条に規定する投資主名簿は、改正法第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条に規定する投資主名簿とみなす。

##### ３

この府令の施行の日前に発行された投資信託証券等（投資信託証券及び資産流動化証券並びに特定預託証券（投資信託証券又は資産流動化証券に係る権利を表示するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）については、平成十三年十一月三十日までの間は、第十七条の規定による改正前の特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令の規定によることができる。

##### ４

投資信託証券等について、この府令の施行の日後に企業内容等の開示に関する総理府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十一号に規定する売出しを行う場合は、前項の規定は適用しない。

# 附　則（平成一二年一一月一七日総理府令第一三九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成一二年一二月二六日総理府令第一五二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一三年三月二六日内閣府令第一八号）

この府令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一三年四月一九日内閣府令第四九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十三年六月一日から施行する。

#### 第二条（様式に係る経過措置）

第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第十三号まで、第二条の規定による改正前の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第三号様式から第五号様式まで、第三条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式から第五号の三様式まで及び第八号様式から第十号の二様式まで、第四条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第十号まで、第五条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第四号まで、第六条の規定による改正前の特定有価証券開示府令第八号様式から第九号様式まで及び第十一号様式から第十三号の二様式まで並びに第七条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第八号までについては、平成十六年五月三十一日までの間において、開示用電子情報処理組織を使用せず又は磁気ディスクの提出によらず流通開示手続を行う場合には、なお効力を有するものとする。

##### ２

前項の規定によりなお効力を有するものとされる特定有価証券開示府令第七号様式第４の２（ロ）中「投資株式」とあるのは「投資有価証券」とする。

#### 第三条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一三年九月二五日内閣府令第七七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十三年十月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一四年一月三〇日内閣府令第三号）

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

##### ２

この府令の施行の日（以下「施行日」という。）前に提出された有価証券通知書、有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書に係る訂正又は変更に関する書類を施行日以後に提出する場合については、なお従前の例による。

##### ３

特定有価証券開示府令第一条第二項に規定する投資信託証券の発行者（次項において「投資信託証券の発行者」という。）が、施行日から平成十六年五月三十一日までの間において、法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織を使用せず、又は磁気ディスクの提出によらずに提出する特定有価証券開示府令第一条第二十項に規定する有価証券報告書の様式は、第一条の規定による改正後の特定有価証券開示府令（次項において「新令」という。）第二十二条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成することができる。

###### 一

内国投資信託受益証券

###### 二

外国投資信託受益証券

###### 三

内国投資証券

###### 四

外国投資証券

##### ４

投資信託証券の発行者が、施行日から平成十六年五月三十一日までの間において、法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織を使用せず、又は磁気ディスクの提出によらずに提出する特定有価証券開示府令第一条第二十一項に規定する半期報告書の様式は、新令第二十八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成することができる。

###### 一

内国投資信託受益証券

###### 二

外国投資信託受益証券

###### 三

内国投資証券

###### 四

外国投資証券

# 附　則（平成一四年三月二八日内閣府令第一六号）

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年五月二二日内閣府令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十四年六月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年五月二二日内閣府令第四六号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十四年六月一日から施行する。

#### 第二条（様式に係る経過措置）

第一条の規定による改正前の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第二号様式から第二号の三様式まで及び第六号様式から第九号様式まで、第二条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式から第二号の五様式まで、第七号様式から第七号の三様式まで、第十一号様式から第十二号の二様式まで、第十四号様式から第十五号様式まで、第十七号様式及び第十八号様式、第三条の規定による改正前の発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式及び第四号様式から第六号様式まで、第四条の規定による改正前の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式から第六号様式まで並びに第五条の規定による改正前の発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式から第四号様式までについては、平成十六年五月三十一日までの間において、開示用電子情報処理組織（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用せず、又は磁気ディスクの提出によらず電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。）を行う場合には、なおその効力を有するものとする。

##### ２

第一条の規定による改正前の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第一号様式及び第十号様式、第二条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第一号様式、第六号様式、第十三号様式及び第十六号様式、第三条の規定による改正前の発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第三号様式並びに第四条の規定による改正前の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一号様式から第三号様式までについては、平成十六年七月三十一日までの間において、開示用電子情報処理組織を使用せず、又は磁気ディスクの提出によらず任意電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う場合には、なおその効力を有するものとする。

#### 第五条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一四年一二月二四日内閣府令第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一五年三月三一日内閣府令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十五年四月一日から施行する。

#### 第九条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年一月三〇日内閣府令第三号）

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年五月三一日内閣府令第五三号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十六年六月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年一一月二二日内閣府令第九一号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。

#### 第六条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第八条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二条第一号、第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二号、第三号、第五号及び第六号、第十八条から第十八条の十まで並びに第三十二条の二第三項第四号の規定並びに第一号様式から第三号様式まで、第五号の二様式、第五号の四様式及び第六号様式は、施行日以後に開始する有価証券の募集又は売出しから適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

#### 第七条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年一二月二八日内閣府令第一〇九号）

この府令は、平成十七年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年二月二八日内閣府令第一三号）

この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月三一日内閣府令第三四号）

この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

##### ５

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一七年七月二九日内閣府令第八九号）

この府令は、平成十七年八月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年一一月三〇日内閣府令第一〇三号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十七年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年四月二五日内閣府令第五二号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十八年五月一日から施行する。

#### 第十条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

新特定有価府令第四号様式、第四号の三様式、第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第五号の二様式、第五号の四様式、第六号様式及び第六号の二様式は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める日以後に提出する有価証券届出書について適用し、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる日前に提出する有価証券届出書については、なお従前の例による。

###### 一

施行日において既に有価証券報告書を提出している者

###### 二

前号に掲げる者以外の者

##### ２

前項の規定により従前の例により有価証券届出書を提出するときは、第十二条の規定による改正前の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「旧特定有価府令」という。）第四号様式記載上の注意（１３）ｃ中「住所」とあるのは「住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）」と、旧特定有価府令第四号の三様式第一部第２の１６中「投資法人債管理会社」とあるのは「投資法人債管理者」と、同様式記載上の注意（２０）中「住所」とあるのは「住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）」と、同記載上の注意（５９）中「住所」とあるのは「住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）」と、旧特定有価府令第四号の三の二様式第一部第２（１６）中「投資法人債管理会社」とあるのは「投資法人債管理者」と、旧特定有価府令第四号の三の三様式第一部第（１６）中「投資法人債管理会社」とあるのは「投資法人債管理者」と、旧特定有価府令第五号の二様式第一部第１の１５中「社債管理会社」とあるのは「社債管理者」と、旧特定有価府令第六号の二様式記載上の注意（４９）中「住所」とあるのは「住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）」と読み替えて適用するものとする。

##### ３

新特定有価府令第四号の二様式、第四号の四様式、第四号の四の二様式、第四号の四の三様式、第五号様式、第五号の三様式、第五号の五様式及び第六号の三様式は次の各号に掲げる者が当該各号に定める日以後に提出する有価証券届出書について適用し、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる日前に提出する有価証券届出書については、なお従前の例による。

###### 一

施行日において既に有価証券報告書を提出している者

###### 二

前号に掲げる者以外の者

##### ４

前項の規定により従前の例により有価証券届出書を提出するときは、旧特定有価府令第四号の二様式記載上の注意（１５）ｃ中「住所」とあるのは「住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）」と、旧特定有価府令第四号の四様式第一部第２（１６）中「外国投資法人債管理会社」とあるのは「外国投資法人債管理者」と、同様式記載上の注意（１７）中「外国投資法人債管理会社」とあるのは「外国投資法人債管理者」と、同記載上の注意（２０）ｂ中「投資法人債管理会社」とあるのは「投資法人債管理者」と、同記載上の注意（６７）中「住所」とあるのは「住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）」と、旧特定有価府令第四号の四の二様式第一部第２（１６）中「外国投資法人債管理会社」とあるのは「外国投資法人債管理者」と、旧特定有価府令第四号の四の三様式第一部第２（１６）中「外国投資法人債管理会社」とあるのは「外国投資法人債管理者」と、旧特定有価府令第五号の三様式第一部第１（１５）中「社債管理会社」とあるのは「社債管理者」と、旧特定有価府令第六号の三様式記載上の注意中「住所」とあるのは「住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）」と読み替えて適用するものとする。

##### ５

新特定有価府令第七号様式、第七号の二様式、第七号の三様式、第七号の四様式、第八号様式、第八号の二様式、第八号の三様式、第八号の四様式、第八号の五様式、第九号様式、第九号の二様式及び第九号の三様式は、施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

##### ６

新特定有価府令第十号様式、第十号の二様式、第十号の三様式、第十号の四様式、第十一号様式、第十一号の二様式、第十一号の三様式、第十一号の四様式、第十一号の五様式、第十二号様式、第十二号の二様式及び第十二号の三様式は、施行日以後に終了する中間会計期間に係る半期報告書について適用し、施行日前に終了する中間会計期間に係る半期報告書については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一九年八月一五日内閣府令第六五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### 第五条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一号様式から第三号の二様式、第三号の五様式から第六号の二様式、第六号の五様式及び第六号の六様式は、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等について適用し、施行日前に開始した旧有価証券の取得の申込みの勧誘又は旧有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘については、なお従前の例による。

#### 第十三条（罰則の適用に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一九年一二月七日内閣府令第八四号）

この府令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

# 附　則（平成一九年一二月一四日内閣府令第八六号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十年一月四日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### 第七条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第七条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新特定有価証券府令」という。）第一号の三様式、第二号様式、第二号の二様式、第二号の三様式、第四号の三様式、第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第四号の四様式、第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の二様式、第五号の三様式、第六号様式、第六号の二様式、第十五号様式、第十六号様式、第二十一号様式、第二十二号様式、第二十三号様式及び第二十四号様式は、施行日以後に提出する有価証券届出書（新特定有価証券府令第一条第十七号に規定する有価証券届出書をいう。以下この条において同じ。）及び発行登録追補書類（新特定有価証券府令第一条第十九号の八に規定する発行登録追補書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に提出する有価証券届出書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年三月一三日内閣府令第八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十年三月十七日から施行する。

# 附　則（平成二〇年四月二八日内閣府令第三〇号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第九号様式及び第十二号様式は、この府令の施行の日以後に提出する有価証券報告書及び半期報告書について適用する。

# 附　則（平成二〇年五月三〇日内閣府令第三五号）

この府令は、平成二十年六月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年七月二二日内閣府令第四七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十年九月一日から施行する。

#### 第四条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第三号様式、第三号の五様式から第四号の三様式まで、第四号の四様式、第四号の四の二様式、第五号の二様式から第六号の三様式まで、第十五号様式から第十六号の二様式まで、第十八号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式は、施行日以後に開始する有価証券の募集又は売出しから適用し、施行日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年一〇月二〇日内閣府令第六五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴う経過措置）

この府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（次条において「新開示府令」という。）、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の規定は、この府令の施行の日（以下この条、次条及び附則第四条において「施行日」という。）以後に開始する有価証券発行勧誘等（金融商品取引法（以下この条及び次条において「法」という。）第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この条及び次条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

#### 第四条（罰則の適用に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年一二月五日内閣府令第七九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

#### 第二十一条（罰則の適用に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年一二月二六日内閣府令第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十一年一月五日から施行する。

# 附　則（平成二一年一二月二八日内閣府令第七八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

###### 一

第四条中特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条の三の次に一条を加える改正規定及び第三十三条の規定

#### 第五条（投資信託の目論見書等に関する経過措置）

第四条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第十五条第一号及び第二号、第十五条の二第一項並びに第十六条第一号及び第二号の規定並びに第二十五号様式及び第二十五号の二様式は、平成二十二年七月一日以後に提出する有価証券届出書（新金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち新金融商品取引法第五条第一項（新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この条において同じ。）に係る目論見書（新金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に提出する有価証券届出書に係る目論見書については、なお従前の例による。

##### ２

第四条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式、第四号の二様式、第七号様式、第七号の二様式、第十号様式及び第十号の二様式は、平成二十二年七月一日以後に提出する有価証券届出書、有価証券報告書（新金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項（新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）及び半期報告書（新金融商品取引法第二十四条の五第一項（新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出する有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書については、なお従前の例による。

#### 第十一条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二二年三月一日内閣府令第七号）

この府令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二二年三月三一日内閣府令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第三条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新特定有価証券開示府令」という。）第四号の三様式記載上の注意（２６）ｃからｅまで、第四号の三の二様式記載上の注意（１）ｃ、第四号の三の三様式記載上の注意ｃ及びｄ、第四号の四様式記載上の注意（２９）ｃからｅまで、第四号の四の二様式記載上の注意（１）ｃ、第五号様式記載上の注意ｃ及びｄ、第五号の二様式記載上の注意（２８）ｃからｅまで（新特定有価証券開示府令第五号の三様式記載上の注意（１）ｆにおいて準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の二の二様式記載上の注意（２）ｃ、第五号の二の三様式記載上の注意（２）ｃ及びｄ、第五号の三の二様式記載上の注意（２）ｃ並びに第五号の三の三様式記載上の注意（２）ｃ及びｄの規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める日以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券届出書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、当該各号に掲げる者が当該各号に定める日前に提出する有価証券届出書については、なお従前の例による。

###### 一

金融商品取引法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者（当該有価証券の発行者が同条第五項において準用する同条第一項ただし書（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている場合を除く。）

###### 二

前号に掲げる者以外の者

##### ２

新特定有価証券開示府令第四号の三様式記載上の注意（２６）ｃからｅまで（新特定有価証券開示府令第七号の三様式記載上の注意（１）ｆにおいて準じて記載することとされている場合に限る。）、第四号の四様式記載上の注意（２９）ｃからｅまで（新特定有価証券開示府令第八号様式記載上の注意（１）ｆにおいて準じて記載することとされている場合に限る。）及び第五号の二様式記載上の注意（２８）ｃからｅまで（新特定有価証券開示府令第五号の三様式記載上の注意（１）ｆ（新特定有価証券開示府令第八号の三様式記載上の注意（１）ｇにおいて準じて記載することとされている場合に限る。）及び第八号の二様式記載上の注意（１）ｄにおいて準じて記載することとされている場合に限る。）の規定は、施行日以後に終了する特定期間に係る有価証券報告書について適用し、施行日前に終了する特定期間に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

##### ３

新特定有価証券開示府令第十号の三様式２（３）及び同様式記載上の注意（９―２）、第十一号様式２（３）及び同様式記載上の注意（９―２）、第十一号の二様式１（５）及び同様式記載上の注意（４―２）並びに第十一号の三様式１（５）及び同様式記載上の注意（３―２）の規定は、施行日以後に終了する中間計算期間（計算期間開始の日から起算して六月を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間計算期間に係る半期報告書については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二二年九月一五日内閣府令第四〇号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十二年十月一日から施行する。

#### 第六条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新特定有価証券開示府令」という。）第一号様式（新特定有価証券開示府令第二号の二様式、第二号の四様式、第二号の五様式、第三号様式、第三号の二様式、第三号の三様式及び第三号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第一号の二様式、第一号の三様式（新特定有価証券開示府令第二十三号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号様式（新特定有価証券開示府令第二十四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号様式、第四号の二様式、第四号の三様式（新特定有価証券開示府令第二十一号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第四号の四様式（新特定有価証券開示府令第二十二号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の二様式（新特定有価証券開示府令第二号の二様式、第五号の二の二様式、第五号の二の三様式、第五号の三様式及び第二十一号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の四様式（新特定有価証券開示府令第二号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の五様式（新特定有価証券開示府令第二号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号様式（新特定有価証券開示府令第三号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の二様式（新特定有価証券開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の三様式（新特定有価証券開示府令第三号の三様式及び第六号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の五様式（新特定有価証券開示府令第三号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の六様式（新特定有価証券開示府令第三号の六様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第十五号の三様式及び第十六号の三様式は、適用日以後に提出する通知書、有価証券届出書及び発行登録書について適用し、同日前に提出される通知書、有価証券届出書及び発行登録書については、なお、従前の例による。

#### 第七条

適用日前に提出した発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書（金融商品取引法第二十三条の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書をいう。以下同じ。）を含む。）に係る発行登録追補書類を適用日以後に提出する場合において、当該発行登録追補書類を新特定有価証券開示府令第二十一号様式から第二十二号の二様式までの様式により作成するときは、同様式記載上の注意中「当該事項の記載を省略することができる」をあるのは「当該事項の記載を省略することができる。なお、この場合であっても、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（１３）のｌに準じた記載を省略することはできない」に読み替えるものとする。

# 附　則（平成二二年九月二一日内閣府令第四二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年七月二九日内閣府令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は公布の日から施行する。

#### 第二条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新特定有価府令」という。）第四号様式（新特定有価府令第七号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の二様式（新特定有価府令第七号の二様式及び第十号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の三様式（新特定有価府令第七号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の四様式（新特定有価府令第八号様式及び第十一号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の四様式（新特定有価府令第八号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の五様式（新特定有価府令第八号の五様式及び第十一号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号様式（新特定有価府令第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の二様式（新特定有価府令第九号の二様式及び第十二号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の五様式（新特定有価府令第九号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第六号の六様式（新特定有価府令第九号の六様式及び第十二号の六様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、記載すべき最近計算期間又は最近事業年度の財務諸表が平成二十三年四月一日以後に開始する計算期間又は事業年度のものである場合における有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項の規定（同法第二十七条において準用する場合を含む。）によるものをいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する計算期間又は事業年度の財務諸表である場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

##### ２

新特定有価府令第十号様式（新特定有価府令第十一号の二様式及び第十一号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第十号の三様式、第十一号の四様式（新特定有価府令第十一号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第十二号様式（新特定有価府令第十二号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第十二号の五様式の規定は、記載すべき中間計算期間又は中間会計期間（計算期間又は会計期間開始の日から起算して六月を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）の中間財務諸表が平成二十三年四月一日以後に開始する中間計算期間又は中間会計期間のものである場合における半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する中間計算期間又は中間会計期間の中間財務諸表である場合における半期報告書については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二三年一一月一六日内閣府令第六一号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

#### 第五条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二四年二月一五日内閣府令第四号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

#### 第四条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（次項において「新特定有価府令」という。）第二十七条の三第三項から第六項までの規定は、施行日以後に終了する特定期間（金融商品取引法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この条において同じ。）に係る外国会社報告書について適用し、施行日前に終了する特定期間に係る外国会社報告書については、なお従前の例による。

##### ２

新特定有価府令第二十八条の三第三項から第五項までの規定は、施行日以後に終了する中間特定期間（特定期間が開始した日以後六月間をいう。以下この項において同じ。）に係る外国会社半期報告書について適用し、施行日前に終了する中間特定期間に係る外国会社半期報告書については、なお従前の例による。

#### 第六条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二四年九月二八日内閣府令第六四号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十四年十月一日から施行する。

#### 第四条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第十七号様式記載上の注意（４）（ｄ）、第十七号の二様式記載上の注意（２）（ｄ）、第十八号様式記載上の注意（４）（ｄ）、第十八号の二様式記載上の注意（２）（ｄ）、第二十一号様式記載上の注意（４）ｃ及び（５）ｂ（ｄ）、第二十一号の二様式記載上の注意（４）ｃ及び（５）ｂ（ｄ）、第二十二号様式記載上の注意（４）ｃ及び（５）ｂ（ｄ）並びに第二十二号の二様式記載上の注意（４）ｃ及び（５）ｂ（ｄ）の規定は、施行日以後に提出する発行登録書の訂正発行登録書及び施行日以後に提出する発行登録書に係る発行登録追補書類について適用し、施行日前に提出した発行登録書の訂正発行登録書及び施行日前に提出した発行登録書に係る発行登録追補書類については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二五年八月二六日内閣府令第五四号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年二月一四日内閣府令第七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

#### 第五条（罰則の適用に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二六年二月二六日内閣府令第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年三月十一日）から施行する。

# 附　則（平成二六年五月二八日内閣府令第四二号）

この府令は、平成二十六年六月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年七月二日内閣府令第四九号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条第六項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

#### 第二条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新特定有価証券開示府令」という。）第四号様式、第四号の二様式、第四号の三様式、第四号の四様式（新特定有価証券開示府令第四号の四の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の二様式（新特定有価証券開示府令第五号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の四様式、第五号の五様式（新特定有価証券開示府令第五号の五の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号様式、第六号の二様式（新特定有価証券開示府令第六号の二の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第十五号様式（新特定有価証券開示府令第十五号の二様式及び第十五号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第十六号様式（新特定有価証券開示府令第十六号の二様式及び第十六号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する有価証券届出書（新特定有価証券開示府令第一条第十七号に規定する有価証券届出書をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び発行登録書（新特定有価証券開示府令第一条第十九号の六に規定する発行登録書をいう。以下この項及び第四項において同じ。）について適用し、同日前に提出される有価証券届出書及び発行登録書については、なお、従前の例による。

##### ２

新特定有価証券開示府令第七号様式（同様式記載上の注意（１）ｈ、（１２）ｂ及び（１３）を除く。）、第七号の二様式（同様式記載上の注意（１）ｋ、（１２）ｂ及び（１３）を除く。）、第七号の三様式（同様式記載上の注意（１）ｇを除く。）、第八号の二様式（同様式記載上の注意（１）ｅを除く。）、第八号の三様式（同様式記載上の注意（１）ｈを除く。）、第八号の四様式（同様式記載上の注意（１）ｅを除く。）、第八号の五様式（同様式記載上の注意（１）ｈを除く。）、第九号様式（同様式記載上の注意（１）ｅ、（７）ｂ及び（８）を除く。）及び第九号の二様式（同様式記載上の注意（１）ｈ、（７）ｂ及び（８）を除く。）は、施行日以後に終了する特定期間（新特定有価証券開示府令第四条の三第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る有価証券報告書（新特定有価証券開示府令第一条第二十号に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する特定期間に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

##### ３

新特定有価証券開示府令第十号様式（同様式記載上の注意（１）ｈを除く。）、第十号の二様式（同様式記載上の注意（１）ｋを除く。）、第十一号の二様式（同様式記載上の注意（１）ｅを除く。）、第十一号の三様式（同様式記載上の注意（１）ｈを除く。）、第十一号の四様式（同様式記載上の注意（１）ｅを除く。）（第十一号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第十一号の五様式、第十二号様式（同様式記載上の注意（１）ｅ及びｆを除く。）（第十二号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第十二号の二様式は、施行日以後に終了する中間特定期間（特定期間開始の日から起算して六月を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る半期報告書（新特定有価証券開示府令第一条第二十一号に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間特定期間に係る半期報告書については、なお従前の例による。

##### ４

新特定有価証券開示府令第十七号様式、第十八号様式、第二十一号様式、第二十二号様式、第二十三号様式及び第二十四号様式は、施行日以後に提出する発行登録書に係る訂正発行登録書（新特定有価証券開示府令第一条第十九号の七に規定する訂正発行登録書をいう。以下この項において同じ。）、発行登録追補書類（新特定有価証券開示府令第一条第十九号の八に規定する発行登録追補書類をいう。以下この項において同じ。）及び発行登録通知書（新特定有価証券開示府令第一条第十九号の五に規定する発行登録通知書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に提出した発行登録書に係る訂正発行登録書、発行登録追補書類及び発行登録通知書については、なお従前の例による。

##### ５

新特定有価証券開示府令第二十五号様式及び第二十五号の二様式は、施行日以後に提出する有価証券届出書に係る目論見書（新特定有価証券開示府令第一条第十五号に規定する目論見書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に提出する有価証券届出書に係る目論見書については、なお従前の例による。

##### ６

新特定有価証券開示府令第二十九条第二項第九号の規定は、改正法第九条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号。以下この項及び附則第四条において「新投信法」という。）第十七条第二項から第五項まで（新投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による通知又は公告が行われる場合における併合について適用し、改正法第九条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び附則第四条において「旧投信法」という。）第十七条第二項から第五項まで（旧投信法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による通知又は公告が行われる場合における併合については、なお従前の例による。

#### 第七条（罰則の適用に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二六年九月三日内閣府令第六一号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新特定有価証券開示府令」という。）は、この府令の施行の日以後に提出する有価証券届出書（新特定有価証券開示府令第一条第十七号に規定する有価証券届出書をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に提出される有価証券届出書については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年四月二八日内閣府令第三七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年五月一五日内閣府令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

#### 第九条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第五条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第十七条第一項第三号の規定は、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等について適用し、施行日前に開始した有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

#### 第十一条（罰則の適用に関する経過措置）

施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年九月二五日内閣府令第五四号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年四月一日内閣府令第三五号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二九年二月一四日内閣府令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第三条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新特定有価府令」という。）第六号様式記載上の注意（２０）g（新特定有価府令第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合における当該会社の最近事業年度の末日が平成二十九年三月三十一日以後である場合について適用し、当該会社の最近事業年度の末日が同日前である場合については、なお従前の例による。

# 附　則（平成三〇年一月二六日内閣府令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第三条（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式、第四号の二様式、第四号の三様式、第四号の四様式、第六号様式、第六号の五様式及び第六号の六様式の規定は、有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この条において同じ。）に記載すべき最近計算期間又は最近事業年度の財務諸表が平成三十年四月一日以後に開始する計算期間又は事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間又は最近事業年度の財務諸表が同日前に開始する計算期間又は事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

# 附　則（令和元年五月七日内閣府令第二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和元年六月二四日内閣府令第一四号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附　則（令和二年四月三日内閣府令第三五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

#### 第九条（罰則に関する経過措置）

この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（令和二年四月一七日内閣府令第三七号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年九月三〇日内閣府令第六四号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年一二月二三日内閣府令第七五号）

この府令は、公布の日から施行する。

###### 一

第二十一条中保険業法施行規則第二百十四条第一項に一号を加える改正規定、同令別紙様式第十七号登録申請書（生命保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号登録申請書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号登録申請書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号の二の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十八号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十九号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の二の改正規定（「  
４．保険募集にかかる苦情の発生件数（直近３ヵ年度）  
」の次の記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の三の改正規定（「  
４．保険募集にかかる苦情の発生件数（直近３ヵ年度）  
」の次の記載上の注意に係る部分に限る。）

###### 二

第三十七条中金融商品取引業等に関する内閣府令第二百五十一条及び第二百九十一条の改正規定、同令別紙様式第二十二号注意事項の改正規定（「  
４　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。  
」に係る部分に限る。）並びに同令別紙様式第二十三号注意事項の改正規定（「  
２　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「外務員氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。  
」に係る部分に限る。）

# 附　則（令和三年二月三日内閣府令第五号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

# 附　則（令和三年二月一五日内閣府令第六号）

この府令は、公布の日から施行する。